

**「エコカー製造事業及びエコカー用自動車部品
製造事業奨励についての投資奨励委員会布告
第ソー・7/2550号」**

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●エコカー製造事業及びエコカー用自動車部品製造事業奨励についての投資奨励委員会布告第
ソー・7/2550号

新種自動車の生産基盤を生み、燃料エネルギー節約を助け、環境への影響を減らすことを奨励するために、仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会は以下を布告する。

一、以下のように業種及び要件を定めることにより、投資奨励事業の種類、規模及び要件についての仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第二/二五四三号末尾の投資奨励事業リストの第四章に4・28業種/国際標準省エネルギー自動車(エコカー)製造事業及び第4・29業種/国際標準省エネルギー自動車用自動車部品製造事業の内容を加える。

業種

4・28 国際標準省エネルギー自動車(エコカー)

要件

1、自動車組立、エンジン製造及び部品製造または調達事業で構成される総合計画(パッケージ)として提出しなければならない。

2、実際の生産台数は五年目以降、年間一〇万台以上なければならない。

3、国内市場向け製造自動車は以下のように燃料エネルギー節約面、環境面、安全面で性能を有した自動車でなければならない。

3・1、燃料エネルギー節約面

・燃料油使用または使用可能自動車の場合、UNECEレギュレーション101 Rev・1技術規定に掲げられたコンバインモードに基づき一〇〇キロメートルにつき五・〇リットル以下の燃料油使用比率を有していなければならない。

3・2、環境面

・UNECEレギュレーション83 Rev・2(2005)技術規定に基づくユーロ4レベルの汚染規格か、それ以上の規格に従っていないなければならない。

・排気筒から放出される二酸化炭素の量は、UNECEレギュレーション101 Rev・1技術規定に掲げられた原則に基づく測定で一キロメートルにつき一二〇グラム以下。

3・3、安全面

・車体前面の衝突事故の場合に乗員を守る性能はUNECEレギュレーション94 Rev・0規格か、それ以上の規格に基づく性能を有する。

・車体側面の衝突事故の場合に乗員を守る性能はUNECEレギュレーション95 Rev・0規格か、それ以上の規格に基づく性能を有する。

4、エンジンの主要部品製造で、シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッドの五種のうち少なくとも四種の製造工程を有し、少なくとも

もシリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフトのマシニング工程を有していなければならない。

5、自己及び部品製造者（サプライヤー）の自動車組立、エンジン製造及び部品製造からなる総合計画（パッケージ）の土地代と回転資金を含まない投資規模は、五〇億パーツ以上なければならない。

6、国際標準省エネルギー自動車に係る工業省の布告に従ったその他の資格を有していなければならない。

7、以下の特典を付与する。

- 委員会が承認した期間にわたって全てのゾーンで機械輸入税の免除。
- 八年を超えない期間にわたって全てのゾーンで法人所得税の免除。ここに、土地代と回転資金を含まないプロジェクト投資額を超えない範囲で免除が受けられる。
- 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第一／二五四三号（第三五条（一）に基づく特典の除外、法人所得税の五〇％減免）に基づき得られるその他の特典。
- 五年目以降に一〇万台以上の実際の製造量（アクチュアル・プロダクション）という規定された要件に従って製造できない場合、要件に従えなかった製造量の比率に基づき法人所得税免除特典を取り消す。このとき五年目から八年目までの同一車台を有する自動車のみの製造量から計算する。

業種

4・29 国際標準省エネルギー自動車用の自動車部品製造事業

要件

- 委員会が承認した期間にわたって全てのゾーンで機械輸入税の免除。
- 八年を超えない期間にわたって全てのゾーンで法人所得税の免除。
- 種類ごとの適性に基づき、委員会が承認した期間にわたって、九〇％を超えない範囲での原料及び既成部品の輸入税の減免。
- 仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第一／二五四三号（第三五条（一）に基づくその他の特典。

二、以上の原則を委員会は投資奨励認可審査の方向として保持する一般原則とする。ただし、委員会は各プロジェクトの特典を適性に従い定め、他の特典の付加を考慮することもできる。

三、国際標準省エネルギー自動車製造プロジェクトは仏暦二五五〇年一月三〇日までに奨励申請しなければならない。

仏暦二五五〇年六月一五日施行

仏曆二五五〇年一〇月一日布告
(おわり)